

(価格点：技術点＝1：2、得点配分 価格点100点、技術点200点)
I 価格点 (価格点＝(1－入札価格／予定価格)×100点)
II 技術点

※1 価格と同等に評価できない項目(計100点)
※2 価格と同等に評価できる項目(計100点)

採点については、下記のとおりとする。

Table with columns: 評価項目, 内容, 必須, 採点等 (採点率, 比率), 評価点. Rows include sections for 1. 業務の実施方針, 2. 事業実施方法, 3. 組織としての経験・能力, 4. ワークライフバランス等の推進に関する指標, and 5. 賃上げの実施の表明に係る加点.

※ 点数については、必須項目、3(3)、4及び5の項目を除き、4段階で評価し、加重が掛けた点数を算出する。

- (注1) 採点率とは、例えば、若年者に対する職業相談・職業紹介に係る事業、キャリア・アップ・チャレンジ事業等、職種別別給付が提案すべき事業内容について「示す事業内容に類似する事業を指す。」
- (注2) 内閣府男女共同参画局長の認定等相当給付を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて加点する。
- (注3) 複数の認定等に該当する場合は、最も配点が低い区分より加点を行う。
- (注4) 令和元年度改正法による改正後の女性活躍推進法第14条の規定に基づく認定
- (注5) 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定。なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。
- (注6) 常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る(計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ)。
- (注7) 女性活躍推進法第15条の2の規定に基づく認定
- (注8) 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第1号及び第2号の規定に基づく認定
- (注9) 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和3年度改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は令和3年度改正省令附則第2条第2項の規定に基づく認定(注10の認定を除く。)
- (注10) 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号の規定に基づく認定
- (注11) 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、平成29年度改正省令による改正前の次世代法施行規則第4条又は平成29年度改正省令附則第2条第3項の規定に基づく認定